

鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年11月25日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

鹿沼市奨学金貸付条例（昭和45年鹿沼市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「又は大学」を「、大学又は各種学校（医療又は看護に関する教育を行うものに限る。次条において同じ。）」に改める。

第4条第2号中「又は大学」を「、大学又は各種学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。